

# 金 沢 市 公 民 館 連 合 会 会 則

昭和27年	5月15日	制定
昭和28年	5月	7日改正
昭和49年	4月	1日改正
昭和57年	4月	1日改正
平成1年	4月25日	改正
平成4年	4月23日	改正
平成5年	4月26日	改正
平成7年	1月19日	改正
平成8年	4月	1日改正
平成20年	4月24日	改正
平成29年	4月24日	改正
平成31年	3月20日	改正
令和2年	4月10日	改正

(名 称)

第1条 本会は、金沢市公民館連合会と称し、位置を金沢市柿木畠1番1号（金沢市第二本庁舎内）に置く。

(組 織)

第2条 本会は、金沢市中央公民館および金沢市地区公民館（以下「公民館」という）をもって組織する。

(目 的)

第3条 本会は、公民館相互の連絡協調を図り、社会教育の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 金沢市公民館大会の開催
- (2) 研修会の開催
- (3) 公民館役職員の各種大会等への派遣
- (4) その他必要と認める事項

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置き、任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- |                     |     |
|---------------------|-----|
| (1) 会 長             | 1名  |
| (2) 副会長             | 3名  |
| (3) 理 事（会長、副会長を含む。） | 11名 |
| (4) 監 事             | 3名  |

(役員を選出)

第6条 役員は総会において選出する。

- 2 前項の規定にかかわらず補欠役員を役員に選出するときは、会長が理事会に諮ってこれを行うことができる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代行する。
- 3 理事は、本会の決定に基づき会務を執行する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

(顧問および参与)

第8条 本会に、顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(会議)

第9条 本会の会議は、次のとおりとし、会長が招集する。

(1) 総会は、毎年4月に開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

(2) 理事会は、必要のつど開催する。

2 会議は、構成員の過半数の出席で成立し、議決は、出席者の過半数による。

(総会)

第10条 総会は、各公民館の館長をもって構成し、次の掲げる事項を議決する。

(1) 事業報告および収支決算

(2) 事業計画および収支予算

(3) その他重要事項

2 総会の議長は、出席者の中から選出する。

(理事会)

第11条 理事会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会において議決した事項の執行に関する事項

(3) その他重要事項

2 理事会の議長は、会長をもって充てる。

3 議長は、必要に応じて理事以外の関係者を出席させることができる。

(事務局)

第12条 本会に事務局を設け、次に掲げる職員を置く。

(1) 事務局長 1名

(2) 事務局主事 1名

(3) 事務局員 若干名

2 職員は、会長が任命し、または委嘱する。

(専門委員会)

第13条 本会に専門委員会を置くことができる。

2 委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選により選出する。

(経費)

第14条 本会の経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の改正)

第16条 この会則の改正は、総会の承認を得なければならない。

附 則

この会則は、平成8年4月1日より施行する。

この会則は、平成20年4月24日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

この会則は、平成29年5月15日から施行する。

この会則は、平成31年3月21日から施行する。

この会則は、令和2年5月7日から施行する。